



栃木県公報

令和6(2024)年
10月15日(火)
号外
第51号

目次

選挙管理委員会

○衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額…………… 1

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第50号

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条第1項の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和6(2024)年10月15日

栃木県選挙管理委員会委員長 金田 尊 男

栃木県第1区	25,359,300円
栃木県第2区	22,867,300円
栃木県第3区	22,637,100円
栃木県第4区	24,409,700円
栃木県第5区	24,237,000円